

広島県告示第六百八十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第八条の規定によって、次の地方卸売市場の認定は失効した。

令和八年六月四日

広島県知事 横 田 美 香

認定番号	名 称	開 設 者	地 方 卸 売 市 場	取 扱 品 目	失 効 年 月 日	
	住 所					
広島県第八号	くば漁業協同組合	大竹市玖波三丁目八番一三	くば漁業協同組合地方卸売市場	大竹市玖波三丁目八番一三号	水産物及びこれらの加工品	令和八年五月三十一日